

重 要

マイナンバー法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の施行に伴い、償却資産(固定資産税)の申告書にマイナンバーを原則記載し、提出時に番号確認と身元確認を行うことが義務化されました。

そのため、申告書提出時に以下の書類等が必要になりますのでご注意ください。

1. 納税義務者本人が申告するとき(窓口・郵送)

市役所税務課に直接申告書を提出に来られる方は、下記の表の①マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方、または②マイナンバーカードをお持ちでない方のいずれかを提示してください。また、郵送での申告書提出の場合は写しを同封してください。

納税義務者が個人の場合

	番号確認に必要な書類	身元確認に必要な書類
①	マイナンバーカード (郵送の場合、写しはカード表・裏の両方をお願いします。)	
②	A 通知カード B 個人番号が記載された住民票(写しで可) C 個人番号が記載された住民票記載事項証明書(写しで可) 上記のいずれかの書類	官公署が発行した書類で、氏名、生年月日または住所が記載されているもの (例) 運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳 等 上記のいずれかの書類

納税義務者が法人の場合

- ① 法人番号指定通知書(写しで可)

2. 代理人が申告するとき(窓口・郵送)

市役所税務課に直接申告書を提出に来られる代理人の方は、下記の表の①～③のいずれか、A～Dのいずれか、ア～エのいずれかを提示してください。また、郵送での申告書提出の場合は写しを同封してください。

納税義務者が個人の場合

代理権の確認に必要な書類	代理人の身元確認に必要な書類	納税義務者の番号確認に必要な書類
【法定代理人の場合】 ① 戸籍謄本 ② 資格証明書 【任意代理人の場合】 ③ 委任状 ※任意様式で構いません	A 代理人のマイナンバーカード B 代理人の顔写真、氏名、生年月日、住所が記載されている書類(運転免許証 等)又は代理人の氏名、生年月日、住所が記載されている書類(健康保険証 等)のいずれかの書類 C 税務資格証明書 等 【代理人が法人の場合】 D 法人の登記事項証明書	ア マイナンバーカード イ 通知カード ウ 個人番号が記載された住民票 エ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ア～エのすべて写しで可

納税義務者が法人の場合

- ① 法人番号指定通知書(写しで可)

3. 電子申告（エルタックス）の場合

従来の方法で申告してください。

電子申告（エルタックス）の利用方法等につきましては、下記ホームページ等をご参照ください。

記

○ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
○電話での問い合わせ	0570-081459

4. その他

- 本人確認書類の不備のため本人確認ができない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますのでご了承ください。
- 郵送で申告された場合、返信用封筒では申告書の控えのみ返却させていただきます。本人確認資料の返却は行いませんのでご了承ください。
なお、取得した本人確認資料については、申告書とともに厳重な管理保管を行い、文書管理規定に基づき確実に廃棄させていただきます。
以上のことにより、郵送での申告書提出の場合は、必ず添付書類（本人確認資料 等）は写しで提出してください。
- 代理権確認資料については、通常、申告書1件ごとに1枚添付をいただくものと考えておりますが、当該資料に以下の内容がすべて記載されている場合、当該書類のみを同封いただいても構いません。
 - ① 委任者「全員」の住所、氏名、連絡先電話番号及び捺印（法人の場合は代表者印）
 - ② 委任事項
 - ③ 受任者の住所及び氏名
 - ④ 委任状の作成年月日
- 申告書作成ソフトが新様式に対応していない場合は、申告書の右上余白又は右下備考欄に、マイナンバーの記載をお願いします。

西都市では、皆様の負担を減らし行政手続きの迅速化を図るため「マイナンバーカード」の発行を推進しています。ご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

償却資産申告について

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地
西都市役所 税務課 資産税係
TEL 0983-43-1197
FAX 0983-43-2067

マイナンバーカードについて

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）